

平成 9 年 3 月 1 4 日

厚生省発健政第 2 6 号

各 都道府県知事
指定都市市長 殿

厚生事務次官

地方衛生研究所の機能強化について

地方衛生研究所については、昭和 5 1 年 9 月 1 0 日厚生省発衛第 1 7 3 号厚生事務次官通知により現行の設置要綱が示され、同要綱に基づき、これまで都道府

機関と緊密な連携の下に、調査研究、試験検査、研修指導及び公衆衛生情報の解析・提供の業務を通じ、公衆衛生の向上に重要な役割を果たしてきているところである。

今般、地域保健対策については、平成 6 年 7 月 1 日に公布された地域保健対策強化のための関係法律の整備に関する法律(平成 6 年法律第 8 4 号)が、本年 4 月 1 日より全面施行され、地域保健の体系が抜本的に見直されることとなるが、地方衛生研究所についても、地域保健法(昭和 2 2 年法律第 1 0 1 号)第四条に基づき策定された「地域保健対策に関する基本的な指針」(平成 6 年厚生省告示第 3 7 4 号)(以下「基本指針」という。)の中で、地域における科学的かつ技術的に中核となる機関として再編成し、その専門性を活用した地域保健に関する総合的な調査及び研究を行うとともに、当該地域の地域保健関係者に対する研修を実施することが示されたところである。

このような状況にかんがみ、基本指針の趣旨を踏まえて、地方衛生研究所設置要綱を別紙のように改正することとしたので、左記事項に十分御留意の上、この要綱に沿って、貴都道府県(市)地方衛生研究所の一層の機能強化を図られるよう格段の配慮をお願いする。

なお、昭和 5 1 年 9 月 1 0 日厚生省発衛第 1 7 3 号本職通知は廃止する。

記

- 1 今回の改正は、次のことに重点を置いたものであること。
 - (1) 地方衛生研究所の調査研究及び研修指導業務について、基本指針において示された専門性を活用した地域保健に関する総合的な調査研究や、当該地域の地域保健関係者に対する研修を踏まえ、必要な見直しを行っていること。また、これら業務の効果的な実施を図るために、必要に応じ、基本指針で定められた検討協議会で調整等を行うものとしていること。

- (2) 地方衛生研究所の試験検査業務について、試験検査に不可欠な標準品及び標準株を確保・提供するなどレファレンスセンターとしての役割を担うとともに、行政検査等の精度管理を行うものとしていること。
- (3) 地方衛生研究所の公衆衛生情報等の収集・解析・提供業務について、公衆衛生に関する国、都道府県・指定都市、地方衛生研究所、保健所、市町村のネットワークの中の地方拠点として業務を実施するとともに、得られた情報から地域に密着した公衆衛生に関する新たな課題を発掘し、またその解決のための研究を企画・実施するものとしていること。
- 2 地方衛生研究所の機能強化を図るため、その業務の実施に必要な技術系職員等の確保を図るとともに、その資質の向上に努めること。
- 3 事業実施に当たっては、関係行政部局、保健所等との緊密な連携を十分に考慮して行うこと。
- 4 地方公害(環境)研究所等関係試験研究諸機関との連携に努めること。

(別紙)

地方衛生研究所設置要綱

I 設置の目的

地方衛生研究所は、地域保健対策を効果的に推進し、公衆衛生の向上及び増進を図るため、都道府県又は指定都市における科学的かつ技術的中核として、関係行政部局、保健所等と緊密な連携の下に、調査研究、試験検査、研修指導及び公衆衛生情報等の収集・解析・提供を行うことを目的とする。

II 業務

1 調査研究

(1) 地方衛生研究所は、次のような調査研究を行うものとする。

- ① 疾病予防に関する調査研究
- ② 環境保健に関する調査研究
- ③ 生活環境施設に関する調査研究
- ④ 食品及び栄養に関する調査研究
- ⑤ 医薬品等に関する調査研究
- ⑥ 家庭用品、化学物質等に関する調査研究
- ⑦ 健康事象に関する疫学的調査研究
- ⑧ 健康の保持及び増進に関する調査研究
- ⑨ 地域保健活動の評価に関する調査研究
- ⑩ 試験検査方法に関する調査研究
- ⑪ その他必要な調査研究

(2) 地方衛生研究所は、(1)に掲げるもののうち、広域的な調査研究を行う必要のあるものについては、地方衛生研究所相互間又は国や大学の研究機関等関連する他の試験研究機関との協力を強化し、プロジェクト研究、学際的総合研究等を積極的に推進するものとする。

(3) 調査研究業務の効果的な実施を図るため、必要に応じ、「地域保健対策に関する基本的な指針」(平成6年厚生省告示第374号)で設置することが定められている検討協議会(以下「検討協議会」という。)において調査研究課題の調整等を行うものとする。

2 試験検査

(1) 地方衛生研究所は、次のような試験検査を行うものとする。

- ① 衛生微生物等に関する試験検査

- ②衛生動物に関する試験検査
- ③水、空気等に関する試験検査
- ④廃棄物に関する試験検査
- ⑤食品、食品添加物等に関する試験検査
- ⑥毒物劇物に関する試験検査
- ⑦医薬品等に関する試験検査
- ⑧家庭用品等に関する試験検査
- ⑨温泉に関する試験検査
- ⑩放射能に関する試験検査
- ⑪病理学的検査
- ⑫生理学的検査
- ⑬生化学的検査
- ⑭毒性学的検査
- ⑮その他必要な試験検査

なお、地方衛生研究所は、研究要素の大きい試験検査、広域的な視野を要する試験検査、専門的かつ高度な技術や設備を必要とする試験検査を重点的に行うものとする。

- (2)地方衛生研究所は、国立試験研究機関及び他の地方衛生研究所と連携して、試験検査に不可欠な標準品及び標準株を確保・提供するなどレファレンスセンターとしての役割を担うとともに行政検査等の精度管理を行うものとする。

3 研修指導

- (1)地方衛生研究所は、次のような研修指導を行うものとする。
 - ①保健所の職員、市町村の衛生関係職員その他地域保健関係者の人材の養成及び資質の向上を目的とした研修指導
 - ②衛生に関する試験検査機関に対する技術的指導
 - ③その他必要と認められる研修指導及び技術的指導
- (2)研修指導業務の効果的な実施を図るために、必要に応じ、検討協議会で研修指導課題の調整等を行うものとする。

4 公衆衛生情報等の収集・解析・提供

- (1)地方衛生研究所は、次のような情報活動を行うものとする。
 - ①試験検査の方法等に関する情報の収集・解析
 - ②公衆衛生に関する情報の収集・解析
 - ③関係行政部局、市町村及び地域住民等への①及び②の情報の提供

(2)地方衛生研究所は、公衆衛生に関する国、都道府県・指定都市、地方衛生研究所、保健所、市町村のネットワークの中の地方拠点として、(1)に掲げる業務を実施するとともに、得られた情報から地域に密着した公衆衛生に関する新たな課題を発掘し、またその解決のための研究を企画・実施し、これらに関係行政部局等を通じて公衆衛生に関する活動に還元するよう努めるものとする。

Ⅲ 行政各部局との関係

地方衛生研究所の運営に当たっては、必要に応じ、関係各部局と協議し、相互に密接な連携を保つものとする。

Ⅳ 業務推進の方策

- 1 IIに掲げる業務の実施に必要な技術系職員等の人員の確保を図るとともに、その資質の向上に努めるものとする。
- 2 IIに掲げる業務の実施に必要な科学技術の進歩に即応した施設及び設備を備えるものとする。

(参考)

地域保健対策の推進に関する基本的な指針（抜粋）

（改正：平成12年3月厚生省告示第143号）

第四 地域保健に関する調査及び研究に関する基本的事項

地域の特性に則した地域保健対策を効果的に推進し、地域における健康危機管理能力を高めるためには、科学的な知見を踏まえることが重要である。

このため、保健所、地方衛生研究所、国立試験研究機関等において、次のような取組を行うことが必要である。

- 一 保健所は、・・・（略）
- 二 都道府県及び政令指定都市は、その設置する地方衛生研究所において、地域における科学的かつ技術的に中核となる機関として充実を図り、その専門性を活用した地域保健に関する総合的な調査及び研究を行うとともに、当該地域の地域保健関係者に対する研修を実施すること。
- 三 地方衛生研究所は、病原体や毒劇物についての迅速な検査及び疫学調査の機能の強化を図るため、施設及び機器の整備、調査及び研究の充実並びに研修の実施等による人材の育成、救命救急センター、他の地方衛生研究所、国立試験研究機関等との連携体制の構築、休日及び夜間において適切な対応を行う体制の整備を図ること。
- 四 都道府県及び政令指定都市は、関係部局、保健所、地方衛生研究所等の行政機関等による検討協議会を設置し、計画的に調査、研究等を実施するために必要な企画及び調整を行うこと。
- 五 国は、・・・（略）
- 六 調査及び研究の成果は、関係法令を踏まえつつ、関係機関及び国民に対して、積極的に提供すること。